

職場の皆様で回覧・掲示をお願いします。

傷病手当金・出産手当金の計算方法が 平成28年4月から変わります！

傷病手当金・出産手当金の給付金額は、平成28年4月から、支給開始される前1年間の給与を基に計算します。

傷病手当金とは

傷病手当金は、病気休業中に被保険者（加入者ご本人）とそのご家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が業務外の病気やケガによる療養のために仕事を休み、給与（報酬）を受けられないときに、申請により支給を受けることができます。

出産手当金とは

出産手当金は、傷病手当金と同様、被保険者とそのご家族の生活を保障するために出産の前後における一定期間内において被保険者が出産のために仕事を休み、給与（報酬）を受けられないときに、申請により支給を受けることができます。

傷病手当金・出産手当金の給付金額の計算方法

| 1日あたりの金額 | |
|------------------------|---|
| 平成28年3月31日分までの 支給金額 | 休んだ日の標準報酬月額 $\div 30日 \times \frac{2}{3}$ |
| 平成28年4月1日分以降の 支給金額 | 支給開始日以前の継続した12ヶ月間の 各月の標準報酬月額を平均した額 $\div 30日 \times \frac{2}{3}$ |



ポイント

支給開始日とは、一番最初に支給が開始された日のことです。

支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合は、

①支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額

②28万円（当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額）を比べて少ない方の額を使用して計算します。

平成28年4月からの傷病手当金・出産手当金 Q&A

Q1 平成28年4月より前から傷病手当金を受給していますが、平成28年4月からの支給金額の計算方法は変わりますか？

A1 変わります。これまでに傷病手当金を受給していた方も平成28年4月1日支給分から、新しい計算方法で支給金額を計算します。

Q2 休業する6ヶ月前に転職しています。平均の標準報酬月額の計算方法はどのようになりますか？

A2 転職する前にも協会けんぽに加入しており、離職していた期間が原則1ヶ月以内であれば、転職前後の標準報酬月額を通算して計算します。

Q3 傷病手当金を申請していますが、給与の支払いがあるため、退職後から受給します。この場合、平均の標準報酬月額はどうにして計算しますか？

A3 退職日の翌日が支給開始日となった場合、退職日の月の標準報酬月額と、それ以前の標準報酬月額を使用して計算します。



全国健康保険協会 東京支部

協会けんぽ

〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階
電話 03-6853-6111 (代表)

協会けんぽ東京

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tokyo/>

●協会けんぽ加入者以外の方は、ご加入先の各保険者（国民健康保険組合等）にお問い合わせください。